

## 河川等の水質調査の指標について

番号	調査項目	項目の説明	基準値	参考とした環境基準
1	透視度	水の濁り具合を示す指標で、水が澄んでいるほど値が高くなります。	—	—
2	pH(水素イオン濃度)	水素イオン濃度指数で、主として、水の成分の指標として用いられています。水に何らかの化学物質がイオン状態で溶けこんでいる状態で、酸性又はアルカリ性を示し、値がpH7のときに中性を示し、小さいほど酸性、大きいほどアルカリ性となります。	6.0以上8.5以下	生活環境の保全に関する環境基準(河川)類型D
3	BOD(生物化学的酸素要求量)	主として、河川の有機物による水質汚濁の指標として用いられています。水中の比較的分解されやすい有機物が、溶存酸素の存在のもとに好気性微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量で示されます。	8mg/L以下	生活環境の保全に関する環境基準(河川)類型D
4	COD(化学的酸素要求量)	主として、湖沼又は海域の有機性物質による水質汚濁の指標として用いられています。水中の被酸化性物質(主として有機物)を酸化剤で酸化するとき消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので示されます。	—	—
5	SS(浮遊物質)	主として、水の濁りの原因となる、水に溶解しない固体成分による汚染の指標として用いられます。水中に懸濁している不溶性の粒子状物質で、粘土鉱物に由来する微粒子、動植物プランクトンやその死骸、下水・工場排水等に由来する有機物・金属の沈澱等が含まれます。	100mg/L以下	生活環境の保全に関する環境基準(河川)類型D
6	n-ヘキサン抽出物質(ノルマルヘキサン抽出物質)	主として、海域で無機性及び有機性の油分による汚染の指標として用いられています。可溶性の油分等をいい、動植物油、鉱物油、脂肪酸類、エステル類、アミン類、フェノール類のほか、界面活性剤や染料等も抽出されます。	—	—
7	DO(溶存酸素量)	水中に溶けている酸素量のことで、主として、有機物による水質汚濁の指標として用いられています。水中に溶ける酸素量は、水温、気圧、塩分等に影響されますが、水が清澄なほどその条件における飽和量に近い量が含まれます。	2mg/L以上	生活環境の保全に関する環境基準(河川)類型D
8	カドミウム	重金属で、自然界にごく微量が亜鉛とともに広く分布し、地表水や地下水にごく微量が存在するといわれています。充電式電池、塗料、メッキ工業等、広い用途で使用さ	0.003mg以下	人の健康の保護に関する環境基準
9	全シアン	シアンは、無機化合物で、水中では、シアンイオン、シアン化合物として存在しており、全シアンは、試料水中に含まれるシアンの総量を測定するものです。メッキ工業、化学工業等で使用されています。	検出されないこと。	人の健康の保護に関する環境基準
10	鉛	重金属で、水から検出される鉛には、人為的な排出のほか地質に起因するものが含まれます。鉛蓄電池、鉛管、ガソリン添加剤、農薬等で広く使用されています。	0.01mg/L以下	人の健康の保護に関する環境基準
11	六価クロム	重金属で、化学工業薬品、クロムメッキ等に使用されています。	0.02mg/L以下	人の健康の保護に関する環境基準
12	砒素	重金属で、自然界に広く分布し、人為的な排出のほか、地質に起因するものがあり、地表水や地下水に含まれていることがあります。製薬、半導体工業、塗料等に使用されています。	0.01mg/L以下	人の健康の保護に関する環境基準
13	全窒素	全窒素は、窒素化合物の総量で、湖沼又は海域等の閉鎖性水域における富栄養化の指標として用いられています。窒素は、水中では、窒素イオン、窒素化合物として存在します。	1mg/L以下	生活環境の保全に関する環境基準(海域)類型IV
14	全リン	全リンは、リン化合物の総量で、湖沼又は海域等の閉鎖性水域における富栄養化の指標として用いられています。リンは、水中では、リンイオン、リン化合物として存在しています。生活排水、畜産排水、工業排水等広い範囲から排出されています。	0.09mg/L以下	生活環境の保全に関する環境基準(海域)類型IV

備考:生活環境の保全に関する環境基準は、日光川に適用される類型Dの基準値を参照しています。

備考:生活環境の保全に関する環境基準は、伊勢湾(イ)に適用される類型Eの基準値を参照しています。